

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-20
処分の種類	長野県立歴史館使用後の損害賠償			
根拠法令条例等・条項	長野県立歴史館管理規則第10条			
処分の概要	歴史館の利用者が歴史館の施設、資料等を損傷し、汚損し、又は紛失した場合の、原状復旧又は損害賠償			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく、規則の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠				